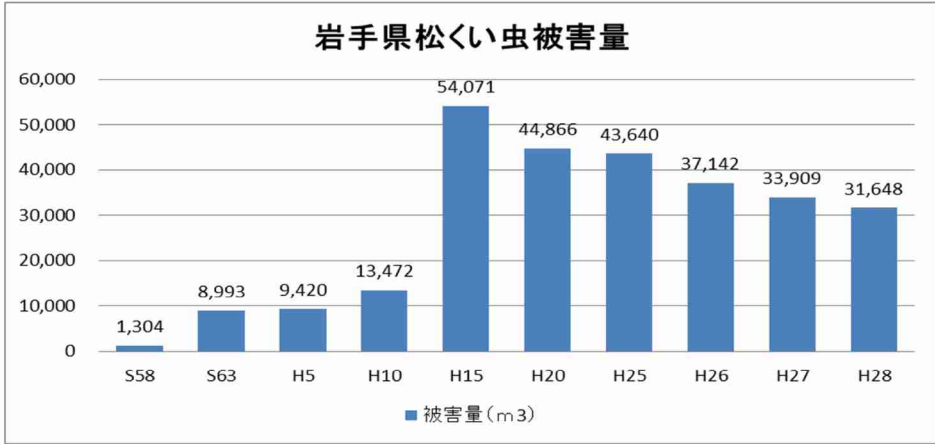


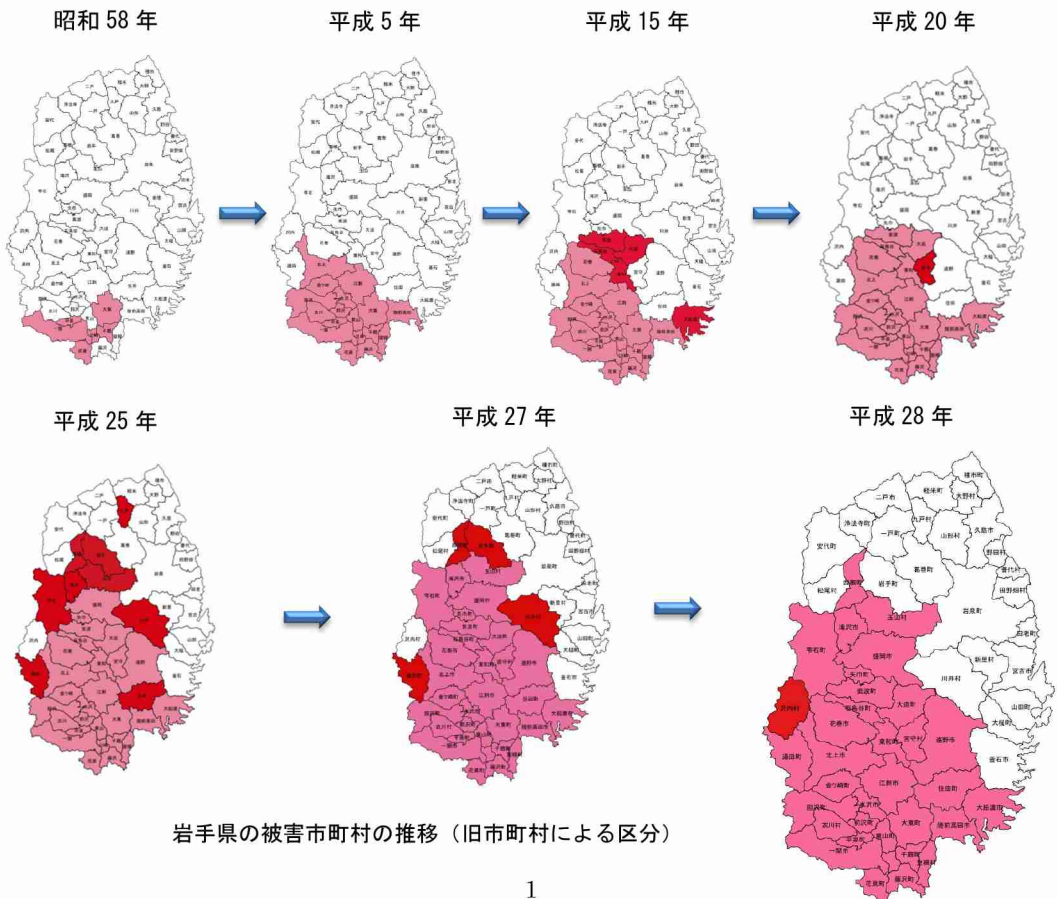
岩手県の松くい虫被害の現状と対策

1 岩手県の松くい虫被害の現状

- (1) 平成 28 年度の被害量は 31,648 m³ で前年度に比べ減少（対前年比 93%）
- (2) 平成 29 年度は、一戸町で初めて被害を確認。



岩手県の松くい虫被害量の推移



2 被害発生市町村の被害状況と対応

(1) 被害の概要

ア 大船渡市、陸前高田市、住田町では、被害が増加傾向にあるが、盛岡市、遠野市等の先端地域、紫波町、北上市、一関市等の被害まん延地域の被害量が減少したことにより、県全体の被害量は、前年比 93%の約 3 万 2 千 m³となった。

イ 被害が減少した要因として、①駆除対象木の絞込みなど効率的に駆除事業を行ったこと、②被害まん延地域では、長年に亘る被害により多くのマツが枯死し、マツそのものが減少したこと、③平成 22 年から 24 年までの間、毎年暑い夏が続く被害の増加要因となったが、その後、平年並みの年が続き、暑い夏の期間に比べマツノマダラカミキリの活動が沈静化したことなどによると推察している。

ウ これまで単発的に発生していた宮古市(旧川井村)と岩手町は平成 28 年度の被害が確認されていない。

エ 平成 29 年度に一戸町で初めて 12 本の被害木が確認された。

(2) 被害先端地域の市町村の被害状況と対応状況

市町村	被害確認年	被害状況	対応状況
盛岡市	H21	平成 21 年に大ヶ生地内で被害を初確認。以後、被害は北側に拡大し、平成 26 年には、玉山区にも被害が拡大。	監視強化、市北部の被害先端地で徹底駆除を実施。
滝沢市	H25	平成 25 年に大釜で被害を初確認。以後、菓子周辺でも被害を確認。	監視強化、全域で徹底駆除を実施。
雫石町	H25	平成 25 年に長山で被害を初確認。29 年度は現在まで材線虫は確認されていない。	監視強化、全域で徹底駆除を実施。
八幡平市	H26	平成 26 年度大更地内で被害(1本)を初確認。翌 27 年度、28 年度も 1 本の被害を確認	監視強化、全域で徹底駆除を実施。
岩手町	H26	平成 26 年度一方井地内で被害(1本)を初確認。翌 27 年度も 1 本の被害を確認。平成 28 年度は被害がなく、29 年度も現在まで確認されていない。	監視を強化。
西和賀町	H22	平成 22 年に中村地内で被害(1本)を初確認。以降、毎年数本の被害を確認。29 年度は現在まで被害なし。	監視を強化。

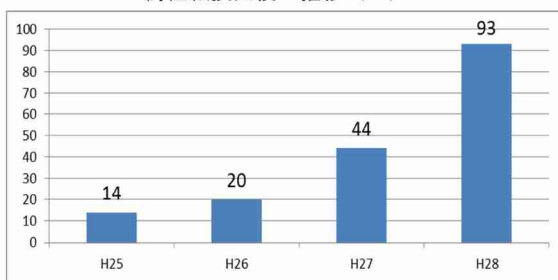
(3) 樹種転換の実施状況

被害まん延地域の基本対策として、マツ林の樹種転換を促進した結果、平成 28 年度は 93ha で、対前年比 111%の増加となった。

平成 28 年度は、紫波町、雫石町、花巻市、北上市、奥州市、一関市、遠野市、陸前高田市、の 8 市町で実施している。

本県の樹種転換では、主にカラマツが植栽されている。

樹種転換面積の推移 (ha)



3 課題

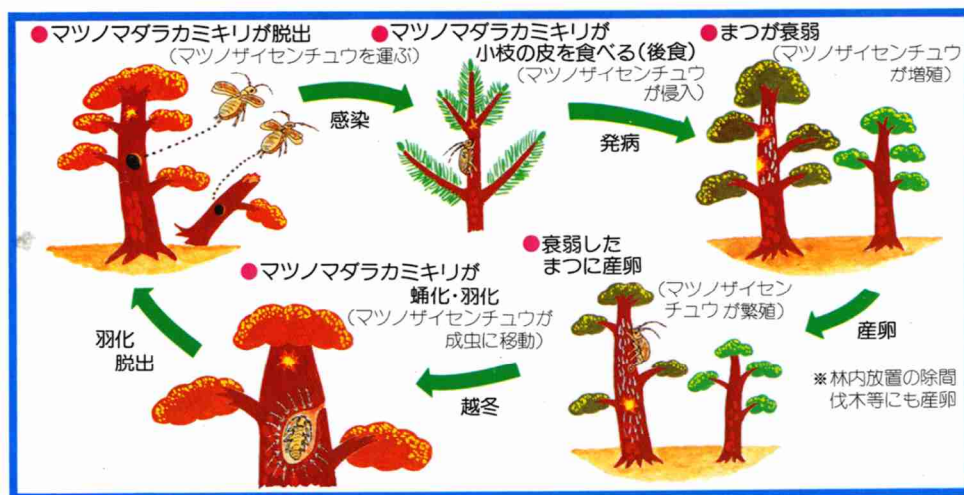
- (1) 被害区域が北上傾向にあり、監視強化が必要。
- (2) 平成 29 年度初めて被害が確認された一户町については、県北のアカマツ地帯への影響が懸念され、早期の被害撲滅が必要。
- (3) 被害まん延地域では駆除による被害終息は困難なことから、松林の樹種転換により感染源を減らす必要があるが、被害地域では伐採木の利用が進まない状況。
- (4) 枯死経過木(枯死してから長期間経過した立木)の放置による景観の悪化、人身被害や施設損壊が懸念。

4 平成 29 年度の対応

- (1) 被害最先端地域では、市町村とも連携して空中写真を活用するなど、監視を強化するとともに、市町村負担が伴わない、大臣命令（国 10/10）及び知事命令（国 1/2・県 1/2）により駆除を徹底。
- (2) 初発となる市町村において、被害監視体制の強化や情報共有など関係機関との連携を強化するため、県現地機関において被害対策連絡会議を開催。
- (3) 被害まん延地域では、木質バイオマス発電所等での松材利用により樹種転換を促進するため、「松くい虫被害木の利用ガイドライン」（→被害拡大防止に留意したチップ等への利用法と、利用可能な被害木の目安を整理。）を策定（平成 29 年 8 月 28 日付け森整第 376 号）。
- (4) 人身及び施設被害の危険性の高い、枯死後数カ年を経過した被害木（枯死経過木）の処理について、いわて環境の森整備事業により市町村への助成を実施。

（資料）

1 マツ材線虫病 発生のしくみ



2 防除方法

(1) 予防

方法	内容	特徴	留意点
薬剤散布	あらかじめ、マツの樹冠に農薬を散布し、飛来したマツノマダラカミキリを殺虫し感染を予防。	地上からの散布と、ヘリコプター等による空中から散布がある。	周辺の農作物や住宅等への農薬の飛散、養蜂への影響に十分配慮して行う必要がある。
樹幹注入	マツノサイセンチュウがマヒする薬剤を、樹木全体に浸透させることにより発病を防ぐ。	既に感染しているマツを治癒する効果は無い。	マツヤニに滲出が低下する12月から3月に行う必要がある。

(2) 駆除

方法	内容	特徴	留意点
伐倒くん蒸	玉伐った丸太と枝条を積み重ね、全体をビニールシート等で被覆し、くん蒸剤により殺虫。	材内に寄生する内部のマツノマダラカミキリを殺虫する。	ビニールシート等の裾を土で埋め、密閉した状態を2週間程度保つ必要がある。
伐倒焼却	伐倒した丸太と枝条を林外に搬出し焼却する。	材内に寄生するマツノマダラカミキリを殺虫する。	「つちくらげ病」の危険性があり、マツ周辺では行わない。
伐倒破碎	木材チップパーにより破碎し、マツノマダラカミキリを殺虫。	破碎したチップは、パルプ原料や燃料として利用可能。	チップの厚さが15mm以下になるよう破碎。

(3) その他

方法	内容	特徴	留意点
山そうじ	被圧木、雪害等による気象被害木、幹曲り等の不良木をくん蒸又は破碎処理する。	将来的な感染源を除去。	松くい虫被害防除監視帯等にあつて、被害の根絶を図るべき森林で実施。
樹種転換	マツを伐採し、植栽や天然更新により他樹種（抵抗性マツを含む）に転換する。	将来的な感染源を除去。	被害地域の隣接地で実施する場合、アカマツ伐採施業指針に準拠するなど配慮が必要。